2.河川

. 管理(設置・運営等を含む)に関する事務の民間開放

1.制度の現状

(1)施設を管理することのできる者に関する規定

・河川管理者 一級河川:国土交通大臣(河川法第9条第1項)

二級河川:都道府県知事(河川法第10条第1項)

指定都市の区域内の都道府県知事が指定し た区間については指定都市の長(河川法第

10条第2項)

準用河川:市町村長(河川法第100条第1項)

・一級河川で国土交通大臣が指定する区間(指定区間)については都 道府県知事又は指定都市の長に管理の一部を行わせることができる 。(河川法第9条第2項及び第5項)

(2)民間による管理事務の実施の現状

災害対応(危機管理を含む) 計画の策定や建設・維持修繕工事の発 注などの行政判断を伴う業務及び行政権の行使を伴う業務以外の、建 設・維持修繕工事の実施等については、従前から民間業者へ委託等を 行っているところ。

民間の発意による河川の工事又は維持については、河川管理者の承認を受けて、民間が行うことができる(軽易な維持行為については承認不要。)。(河川法第20条)

2. 民間開放の取り組み状況

上記 (2)のほか、地域社会の意向の反映、地域の個性を十分に発揮させる観点から、NPO等多様な主体の河川管理への参画を図っているところである。

- ・一定区域における自然環境の計画、整備、管理(ビオトープ)
- ・地域の共有財産としての川の草刈り・清掃等維持活動(アドプト・ プログラム制度)

. 公共施設の占用・使用の民間開放

1.制度の現状

(1)公共施設の占用・使用に関する規定

河川区域内の土地の占用については、河川管理者の許可を受けなければならない。(河川法第24条)

(2)占用・使用を許可される者

占用主体については、河川敷地の占用許可に係る審査基準を定めている河川敷地占用許可準則(事務次官通達)により、原則的に、公共性又は公益性を有する者に限定されている。

民間主体による占用については、同準則に規定する一部の施設について設置が必要やむを得ないと認められる住民、事業者及び非営利の愛好者団体に対して、また、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う民間事業者等に対して、例外的に認められている。

2. 民間開放に向けての取り組み状況、今後の方針

現在、道頓堀川及び太田川等の都市再生プロジェクト区域内河川に限り、試行的に、占用主体に地方公共団体・第3セクターを介した上でオープンカフェやイベント等による河川敷地利用を認めることについて検討しているところ。(別添参照)

当該措置は当面社会的実験として試みているものであり、今後、その 実施状況を見守りつつ、同様の要望があった場合には、治水上の安全性 及び地域の合意形成が図られたものについては、同様の利用を認めてい くことを検討する。 公共施設の種類:河川 (参考条文)

- 管理(設置・運営等を含む)に関する事務の民間開放 1.制度の現状
- (1)施設を管理することのできる者に関する規定 河川法

(河川管理者)

この法律において「河川管理者」とは、第9条第1項 又は第10条第1項若しくは第2項の規定により河川を管 理する者をいう。

(一級河川の管理)

第 9 条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」とい う。) 内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する 事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河 川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行 うこととすることができる。 - 地方自治法(昭和二十二年法律第六十

十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」とい う。)の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規 定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級 河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすること ができる。

級河川の管理)

一二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。 一級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であった。 第10条

当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が 当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指 定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定 都市の長が行う。 <u>この法</u>律の規定を準用する河川)

| 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定した | もの(以下「準用河川」という。)については、この法律 | 中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を 第100条 準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県 知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるの は「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県 知事」と読み替えるものとする。

- 公共施設の占用・使用の民間開放
- 1.制度の現状
- (1)公共施設の占用・使用に関する規定

河川法

<u>(十地の</u>占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基 づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。) を占用しよ うとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者 の許可を受けなければならない。

(2)占用・使用を許可される者

河川敷地占用許可準則(事務次官通達)

<u>(占</u>用主体)

- 第 6 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるも のとする。ただし、第7第1項第5号に規定する占用施設を設置 することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同 項第6号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ない と認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設につ いて占用の許可を受けることができるものとする。
 - 国又は地方公共団体(道路管理者、都市公園管理者、 管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業 等である場合を含む。)
 - 日本道路公団、都市基盤整備公団、地方公社等の特別な法律 に基づき設立された法人
 - 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業 者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者又はその他の国 又は地方公共団体の許認可を受けて公益性のある事業又は活動 を行う者

水防団体、

- 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規 定する市街地開発事業を行う者又は当該事業を一体となって行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」とい う。) の整備を行う者
- 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整 に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化 に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

<u>(占</u>用施設)

- 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。 次のイから二までに掲げる施設その他の河川敷地そのものを 地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - 運動場等のスポーツ施設
 - キャンプ場等のレクリエーション施設
 - 自転車歩行者専用道路
- 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性の ある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - 道路又は鉄道の橋梁(鉄道の駅が設置されるものを含む。) 又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - 、水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電 情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設
- 次のイから八までに掲げる施設その他の河川空間を活用した 街づくりに資する施設
 - 遊歩道、階段等の親水施設
 - 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備 のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路又は公共駐車場
- 次のイから八までに掲げる施設その他の河川水面の利用の向 上及び適正化に資する施設
 - 公共的な水上交通のための船着場
 - 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。) 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
- 次のイから八までに掲げる施設又はその他の住民の生活又は

事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設 通路又は階段 イ

採草放牧地

事業場等からの排水のための施設

次のイ及び口に掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える 施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻 害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設 置が認められる施設

グライダー練習場

- ロ モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑 制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場 合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯 における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休
- 日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。